

福井市新しい総合事業に関するQ&A(H28. 12. 27)

No.	分類	項目	質問	回答	発出日
1	全般・共通	処遇改善加算	複数の市町で事業所の指定を受けた場合、処遇改善加算を算定する場合、それぞれの市町に「介護職員処遇改善実績報告書」を提出しなければならないか。また、介護給付、予防給付相当サービス、A型サービスにわけて国保連合会から毎月「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」は通知されるのか。	複数の市町から事業所の指定を受け、処遇改善加算を算定する場合、それぞれの市町に「介護職員処遇改善実績報告書」を提出する必要がある。また、国保連合会からの「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」はサービスコードごとに表示されるため、「訪問型予防給付相当サービス(A2)」と「訪問型A型サービス(A2)」が合わせて表示、「通所型予防給付相当サービス(A6)」は個別に表示される。国保連では、「通所型A型サービス(A7)」については表示できないということである。	H28.12.27
2	通所型サービス	利用定員・人員配置	福井市と坂井市など複数の市町の指定を受ける場合、それぞれの市町ごとに利用定員を定め、その定員に対し、人員を配置する必要があるのか。	本市としては複数の市町から指定された場合、それぞれの市町で区別することなく、通所介護・予防給付相当で定員を定め、基準緩和したサービス(A型)で定員を定めればよい。また、人員を配置する場合にもその定員に合わせて人員を配置すればよい。ただし、A型について本市の事業所指定を受ける場合には、本市の基準を満たす必要がある。他の市町についてはそれぞれ対応が異なる可能性もあるため、それぞれに確認されたい。	H28.12.27
3	通所型サービス	サテライト事業所	現在、通常規模の通所介護事業所とそのサテライト型の事業所を運営しているが、指定申請はそれぞれ行う必要があるのか。	通所型介護事業所とそのサテライト型事業所は一体的に指定申請を行う。	H28.12.27
4	通所型サービス	キャンセル料について	これまで月額包括報酬のため、キャンセル料の請求ができなかったが、1回あたりの単価となったことで、キャンセル料の請求は可能になるか。	キャンセル料については、利用者と事業者の間の契約によるものであり、原則1回あたりの単価となったことで、重要事項説明書や運営規程にその金額を明記し、利用者に対して十分な説明をし、その理解を得た上で請求することは可能である。ただし、通所型サービスを利用する者は、何らかの心身の不調を抱えている者であることを鑑み、その金額の設定や請求するケースについては、キャンセルする理由やキャンセルのタイミング等について、利用者の状態に十分配慮した上で決められたい。	H28.12.27